第明治三十五種郵便物認可

平成２１年（フ）第１３２号
山口市小郡高砂町７番22―205号　ハイツ小島
債務者　豊田　葉子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４６号
山口県防府市上天神町４番27号
債務者　近藤　宏子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１６５号
山口市小郡下郷1020番地３　ハイツスクールサイド101号
債務者　杉山　隆浩
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１６９号
山口県防府市大字西浦2686番地の12
債務者　田中　詳和
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７６号
山口市吉田3083番地　平川県営住宅Ｃ６棟104号　栢野秀幸方、申立時の住所山口市宮野下689番地６
債務者　栢野　芳文
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６６号
熊本県荒尾市西原町２丁目７番８号　ハイム西原101号室
債務者　森永イツ子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第６９号
熊本県荒尾市蔵満1130番地１
債務者　西岡　　潔
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第３５６号
北海道旭川市神楽岡15条３丁目１番３号　斉藤マンション201号室
債務者　山我　良治
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９９１号
神奈川県厚木市妻田西３丁目27番１号　永野アパート
債務者　亀山　宗義
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６８６号
横浜市磯子区磯子６丁目13番30号　西荘202号
債務者　寺園　和志
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６８７号
横浜市磯子区磯子６丁目13番30号　西荘202号
債務者　寺園　亜衣（旧姓若松）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１３号
香川県仲多度郡多度津町大通り４番14号
債務者　入江　一光
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月28日午前11時５分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１２４号
香川県善通寺市善通寺町1878番地　小笠原住宅22号
債務者　小西　利信
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月28日午前11時10分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第４７号
秋田県能代市字鳥小屋11番地　コーポララＡ―202号
債務者　宮腰　聖子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午後１時20分
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第７０号
秋田県仙北郡美郷町六郷字作山216番地１
債務者　髙橋　美穂
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第１６８０号
神奈川県茅ヶ崎市柳島１丁目４番30号
債務者　刈田　暁子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部